

## 生ごみ処理機器購入費補助金について

市では、ごみの減量化を推進するため家庭から出る生ごみを自家処理することができる、電気式生ごみ処理機および生ごみ処理容器（コンポスト・EM専用バケツ）を購入する世帯に購入費の一部を補助します。



### 補助の要件

- ①市内に住所を有し、かつ、居住している人
- ②処理機・容器を適切に使用し、かつ、適切に維持管理できること
- ③堆肥化された生ごみを自ら適切に処理することができること
- ④南島原市内の販売店から購入すること
- ⑤生ごみ処理容器については3年間、電気式生ごみ処理機については5年間、補助金の交付を受けた者が同一世帯にいないこと

### 補助金額

- 電気式生ごみ処理機  
購入額の2分の1（100円未満切捨て）  
限度額 20,000円  
1世帯1台限り 予定数 20台
  - 生ごみ処理容器（コンポスト・EM専用バケツ）  
購入額の2分の1（100円未満切捨て）  
限度額 3,000円  
1世帯2個まで 予定数 60個
- ※予算の範囲内で補助金の交付を行いますので、予算額（予定数）に達し次第、受け付けを締め切ります。

### 申請方法等

処理機・容器を購入前に「補助金交付申請書」を各総合支所・住民センターの市民窓口へ提出してください。  
※申請書等は各総合支所・住民センターの市民窓口にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。  
※すでに購入しているもの、補助金交付決定通知書を受け取る前に購入したものには補助できません。

お問い合わせ 市民生活部 環境課 TEL050-3381-5041 または 各総合支所・住民センター市民課

## 農業機械には必ず安全装置を!

農作業関連の死亡事故は、毎年全国で400件にもものぼります。このうち、7割が農業機械による事故で、中でも乗用トラクターによるものが最も多くなっています。トラクターなどの乗用機械には、キャブやフレームなどの安全装置を徹底しましょう。



### 基本事項がきちんと守られているかももう一度確認してみましょう

- 事故が起こった際にすぐ対処できるよう、機械作業は2人以上で行っていますか？
- 農作業に携わっている人全員が、機械の安全な停止方法を知っていますか？
- 仕業点検（運転前点検）は機械を使用する毎に行っていますか？
- 乗用型トラクターには安全キャブやフレームがついていますか？
- 乗用機械の運転時は、ヘルメットをつけて運転していますか？



お問い合わせ 長崎県 農産園芸課 TEL095-895-2943

## 市民みんなでごみダイエット!

4月から統一した新しい可燃ごみ袋（大1枚：20円、小1枚：15円）の販売を開始します。また、不燃ごみ袋のデザインも一新しました。（旧袋も使用できます。）ごみは一人一人の心がけで減量することができます。分別して資源ごみとして出したり、生ごみを堆肥化することで、かなりの量を減らすことができます。市では、資源ごみ回収を団体で取り組む場合「資源ごみ回収推進報奨金」、生ごみ処理機器を購入する場合「生ごみ処理機器購入費補助金」を交付するなど、ごみの減量、リサイクル化に努めています。市民のみなさんもごみの減量化にご協力ください。

### ごみの分別

家庭ごみ	収集するごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●もえるごみ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ</li> <li>●紙くず</li> <li>●布くず</li> <li>●革製品</li> <li>●草・木くず</li> </ul> </li> <li>●もえないごみ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●陶器類</li> <li>●ガラス類</li> <li>●金属類</li> <li>●小型家電</li> <li>●有害ごみ（乾電池・蛍光灯）</li> </ul> </li> <li>●資源ごみ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●空き缶類（もえないごみで集めます）</li> <li>●空きビン類（もえないごみで集めます）</li> <li>●新聞</li> <li>●雑誌</li> <li>●段ボール</li> <li>●その他の紙（紙製の箱、紙袋など）</li> <li>●紙バック</li> <li>●古着</li> <li>●白色トレイ</li> <li>●プラスチック製容器</li> <li>●ペットボトル</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 指定の「可燃ごみ袋」に入れて出してください。</li> <li>* 金具や釘などの金属類は取り除いてください。</li> <li>* 指定の「不燃ごみ袋」に入れて出してください。</li> <li>* それぞれの種類毎に分けてください。</li> <li>* 乾電池、蛍光灯は収集所の指定容器に入れてください。</li> <li>* 新聞、雑誌、段ボール等はくくってください。</li> <li>* 汚れている物は水洗いしてください。</li> <li>* 識別マークが表示されている物が対象です。</li> </ul>
	収集しないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●処理困難物                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●ガスボンベ</li> <li>●焼却灰</li> <li>●建設廃材</li> <li>●消火器</li> <li>●オートバイ（原付含む）</li> <li>●廃油</li> <li>●塗料</li> <li>●タイヤ、バッテリー等</li> <li>●農機具</li> </ul> </li> <li>●家電リサイクル                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●テレビ</li> <li>●冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>●洗濯機</li> <li>●エアコン</li> </ul> </li> <li>●パソコンリサイクル                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●パソコン</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 購入店、販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ依頼してください。</li> <li>* 家電販売店へ引き取りを依頼してください。</li> <li>* メーカーへ依頼してください。</li> </ul>

※ごみの収集日・時間、収集場所等は各家庭に配布されました「家庭ごみの正しい分け方出し方」でご確認ください。

### 「ごみ」を出すときはルール守って!

ごみを出す時には、守らなければならないルールがあります。この写真は、もえないごみの収集日前日に撮影したものです。指定の不燃ごみ袋に入れていない物、正しく分別されていない物、出すことのできないエアコンなど、ルールを無視した悪質な不法投棄です。これは指定場所の前に置かれていた事例ですが、市内には、人目のつかない場所や道路脇など、いたる所に不法投棄や野焼きの跡があります。ごみは正しく処理することが、環境美化、環境保全につながります。責任を持ってルールを守ることが大切です。



お問い合わせ 市民生活部 環境課 TEL050-3381-5041